

令和 7年 8月26日

日本原駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
28	日本原(7)宿舎消防設備点検	陸上自衛隊勝北宿舎 及び滝本宿舎	R7.11.28	R7.8.26	R7.9.1 (09時00分)	R7.9.1 (10時30分)	無し	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒708-1325

住所 岡山県勝田郡奈義町滝本

契約機関名(担当) 第356会計隊日本原派遣隊(折口)

電話番号(内線) 0868-36-5151(346)

FAX番号(内線) 0868-36-2198(377)

mailアドレス ma421fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト一連番号	28
-----------	----

見積金額¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
日本原(7)宿舍消防設備点検	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入(履行)場 所	陸上自衛隊勝北宿舍及び滝本宿舍		納 期 (履行期限)	R7.11.28	
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私(個人の場合)、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和7年9月1日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市場価格調査書

件名リスト一連番号	28
-----------	----

市場価格¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
日本原(7)宿舍消防設備点検	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入(履行)場所	陸上自衛隊勝北宿舍及び滝本宿舍		納期 (履行期限)	R7.11.28	
契約保証金	(免除)		入札(見積)書有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私(個人の場合)、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

会社名

代表者名

担当者名

連絡先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

仕 様 書

仕様書番号		承認年月日	令和7年8月1日
調達要求番号		作成部隊	日本原駐屯地業務隊
役 務 件 名	日本原(7) 宿舎消防設備点検	作成年月日	令和7年8月1日

1 役務件名 日本原(7) 宿舎消防設備点検

2 役務場所

岡山県津山市日本原無番地 陸上自衛隊勝北宿舎

50戸全部屋対象

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊滝本宿舎

1号棟 30戸全部屋対象

2号棟 40戸全部屋対象

3号棟 30戸全部屋対象

3 役務期間

契約締結日 ~ 令和7年11月28日

4 役務概要

勝北宿舎及び滝本宿舎の消火設備の総合点検を実施する。

- (1) 非常警報設備・・・1式
- (2) 避難器具・・・・・・1式
- (3) 消火器具・・・・・・1式
- (4) 書類作成費・・・・・・1式

5 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書及び監督官の指示に基づき丁寧かつ確実に実施するものとする。
- (2) 施工において、図面及び仕様書に明記なき事項でも施工上当然必要なことは、請負業者の負担において良心的に行うものとする。
- (3) 安全管理
請負業者は、実施条件を作業関係者に十分把握させるとともに、作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。
- (4) 現場管理
ア 請負業者は、本工事の実施によって部隊の施設等に対して損害を与えた場合は損害事項に対して原状復旧するものとする。
イ 施工中、作業完了後は清掃・後片付けをその都度行うものとする。
ウ 工事に必要な場所以外には、立ち入らないものとする。
エ 工事に必要な電気・水道については、原則請負業者が用意するものとする。
- (5) その他不明な事項、提出書類等疑義を生じた場合はその都度監督官と協議し、その指示に従うこと。

6 特記事項

- (1) 本作業は、本仕様書に記載されている事項のほか、消防法に定められている事項及び官側の指示により確実に実施すること。
- (2) 作業に必要な雑材料等は、全て請負業者の負担とする。
- (3) 作業日及び検査日は事前に監督官と綿密に調整し決定するものとする。
- (4) 作業写真は着手前、作業中、作業後及び監督官が指示する箇所を撮影しA4版作業写真帳等に整理し、作業終了後すみやかに提出するものとする。
- (5) 点検の方法及び報告書様式は消防法施行規則31条の6第4項に基づき定められた方法及び様式にて実施、作成すること。

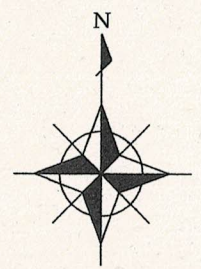
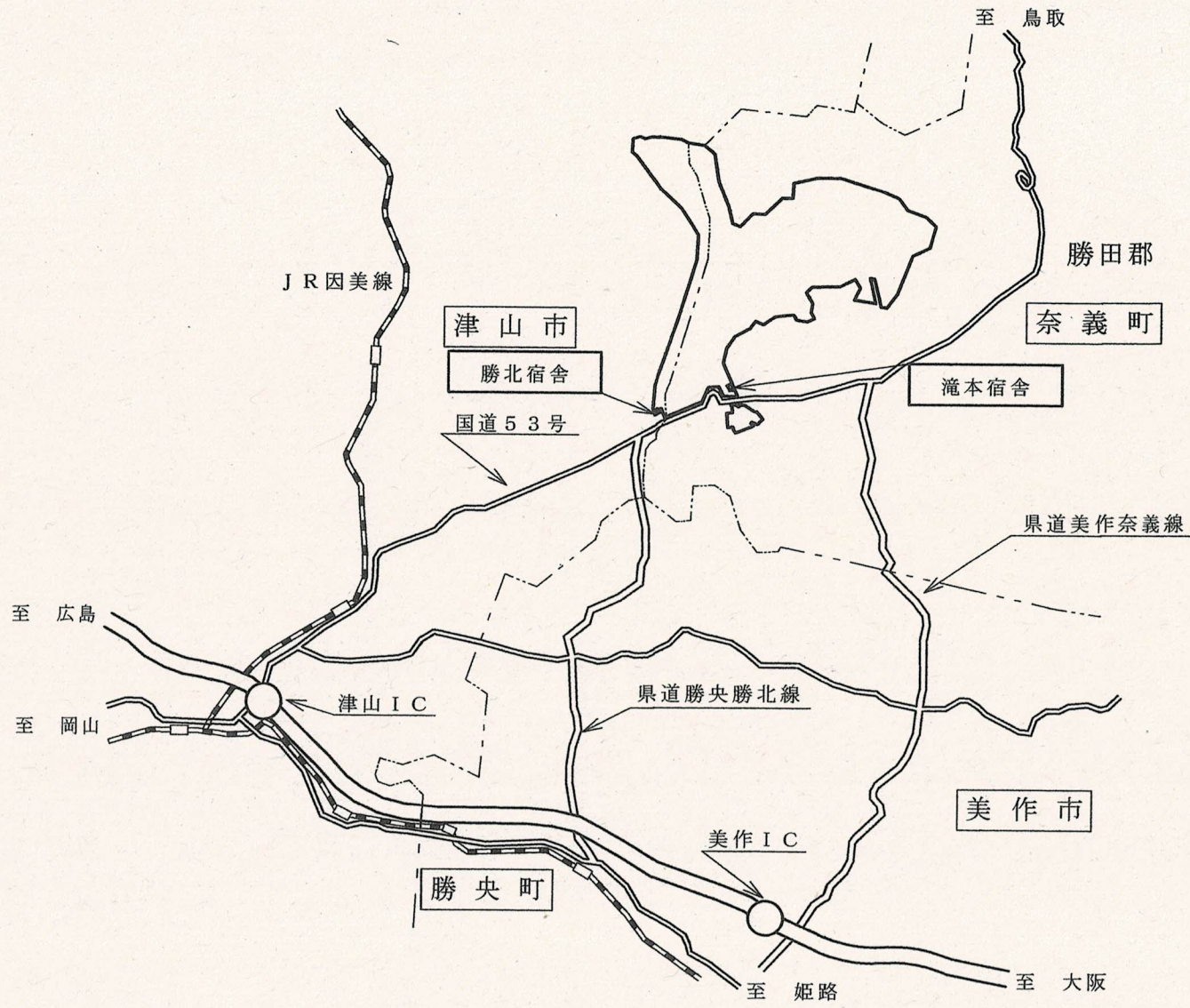
7 提出書類

- (1) 作業写真
- (2) 点検結果報告書
- (3) その他監督官が指示したもの

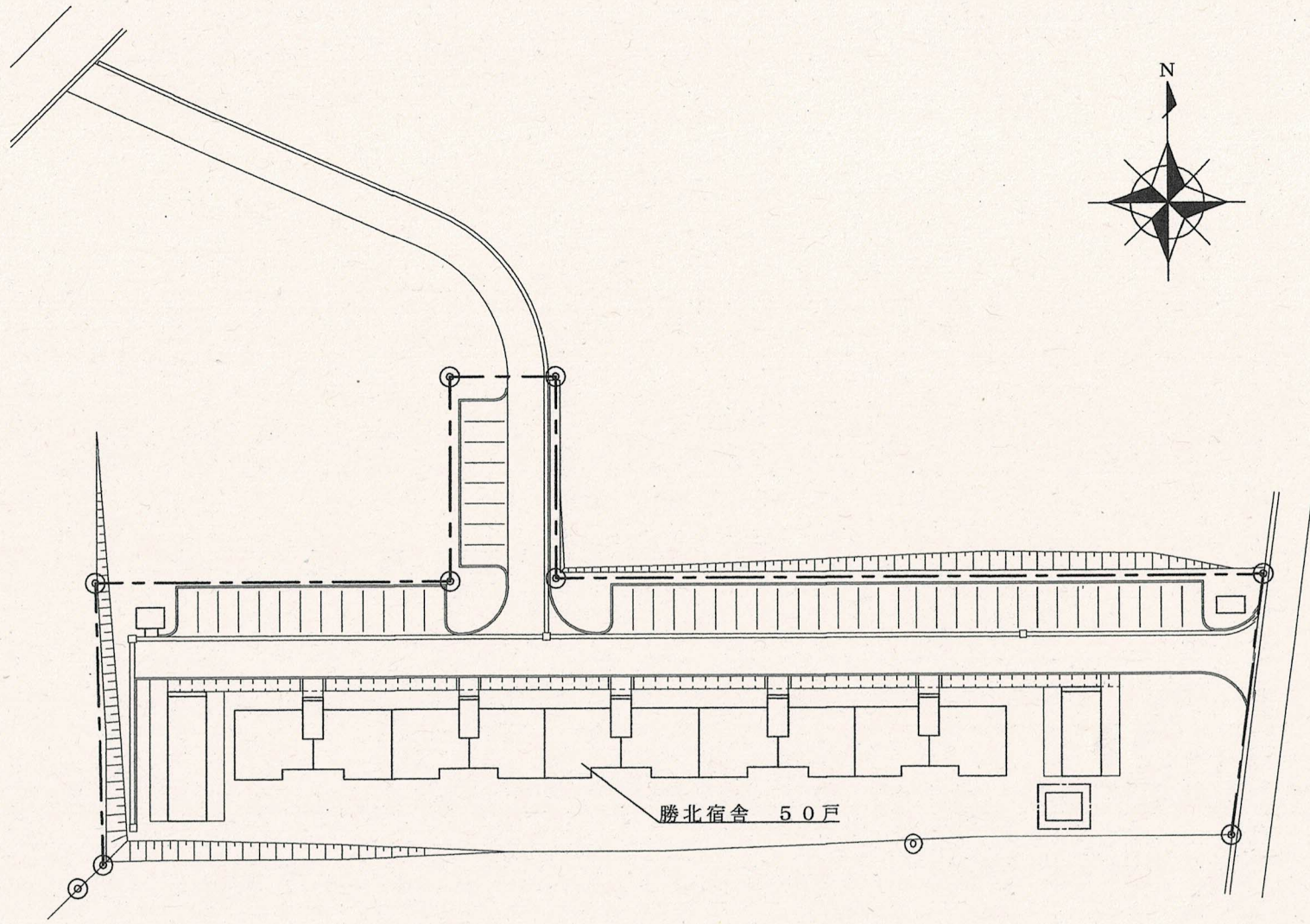
8 検 査

検査は、検査官の現場検査及び書類検査の合格をもって完了とする。

件 名	日本原(7) 宿舎消防設備点検	図 番
種 別	仕様書	1/4



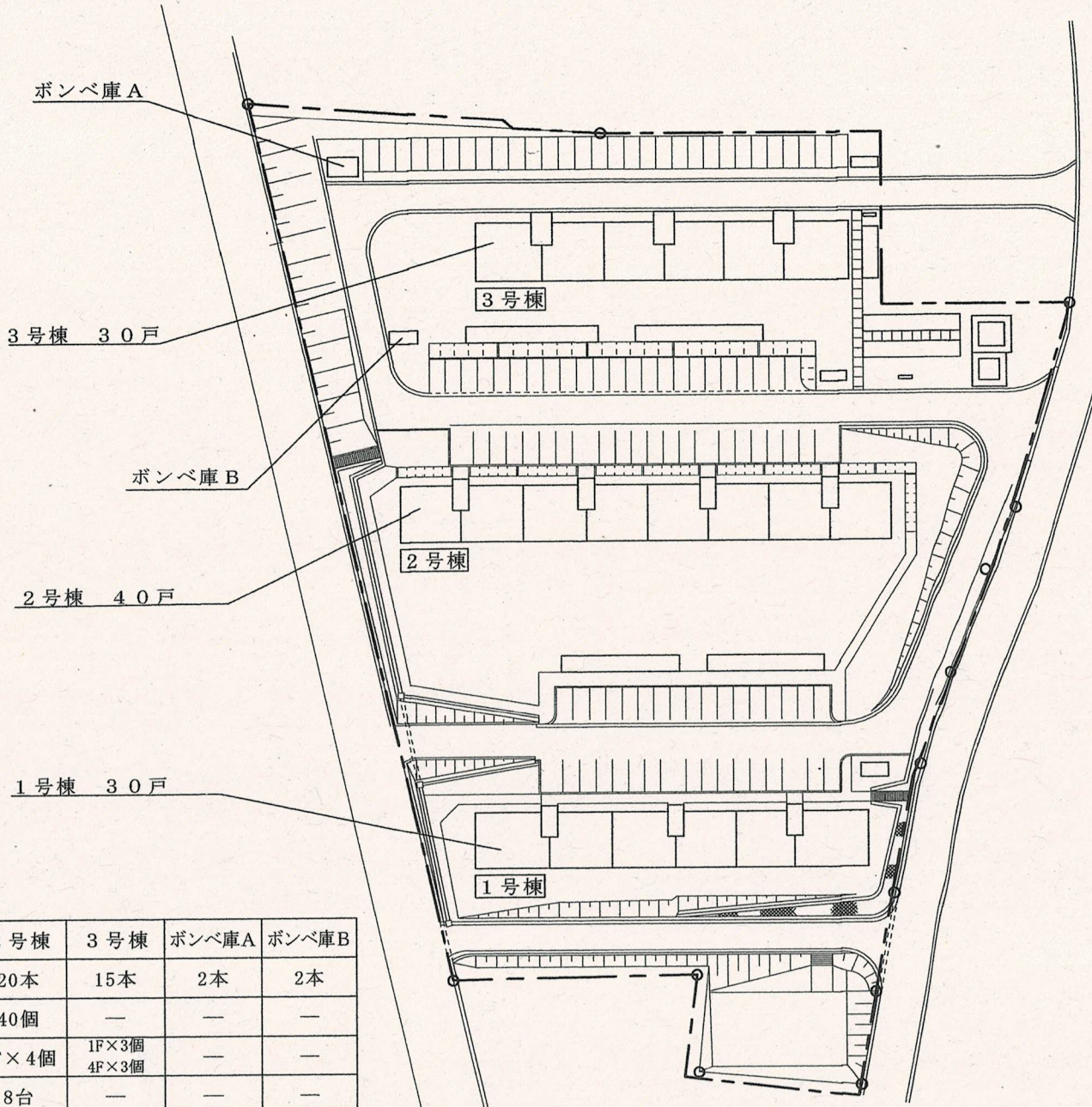
件名	日本原(7)宿舎消防設備点検	図番
種別	案内図 S=N/S	2/4



	数 量
消火器	27本
非常ベル(居室)	50個
非常ベル(階段)	1F×5個
避難器具	8台

※避難器具は2F以上両端の居室に設置

件名	日本原(7)宿舎消防設備点検	図番
種別	第3勝北宿舎配置図 S=1/800	3/4



ポンペ庫 A

3号棟 30戸

ポンペ庫 B

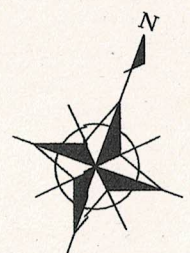
2号棟 40戸

1号棟 30戸

3号棟

2号棟

1号棟



	合計	1号棟	2号棟	3号棟	ポンペ庫A	ポンペ庫B
消火器	54本	15本	20本	15本	2本	2本
非常ベル(居室)	83個	30個	40個	—	—	—
非常ベル(階段)		1F×3個	1F×4個	1F×3個 4F×3個	—	—
避難器具	16箇所	8台	8台	—	—	—

※避難器具は2F以上両端の居室に設置

件名	日本原(7) 宿舎消防設備点検	図番
種別	第2 滝本宿舎配置図 S=1/1000	4/4